

新			旧		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ↳ 89	(略)	(略)	1 ↳ 89	(略)	(略)
90	一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～2 (略) 3 法第七条第三項から第五項まで、第八条第二項、第九条第四項（法第十一条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項、 <u>第十九条の二第二項</u> 及び第二十六条第三項の規定による通知 4～6 (略) <u>7 法第十九条の二第一項の規定による承認</u> <u>8～19</u> (略)	和光市	90	一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～2 (略) 3 法第七条第三項から第五項まで、第八条第二項、第九条第四項（法第十一条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項及び第二十六条第三項の規定による通知 4～6 (略) (新設) <u>7～18</u> (略)	和光市
	二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合を除く。） 1 法第五十二条第一項及び第五十六条第一項の規定による認可 2 法第五十五条（法第五十六条第二項及び <u>第七十条第二項</u> において準用する場合を含む。）の規定による通知 <u>3 法第五十七条第二項及び第三項、第六十八条第二項並びに第七十一条第一項の規定による届出の受理</u> <u>4 法第五十九条第一項及び第六十八条第</u>	熊谷市、秩父市、所沢市、春日部市、狭山市、羽生市、戸田市、入間市、久喜市、北本市、八潮市、幸手市、鶴ヶ島		二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合を除く。） 1 法第五十二条第一項及び第五十六条第一項の規定による認可 2 法第五十五条（法第五十六条第二項及び <u>第六十九条第二項</u> において準用する場合を含む。）の規定による通知 (新設) <u>3 法第五十八条第一項及び第六十七条第</u>	熊谷市、秩父市、所沢市、春日部市、狭山市、羽生市、戸田市、入間市、久喜市、北本市、八潮市、幸手市、鶴ヶ島

新			旧		
	<p><u>三項</u>の規定による承認</p> <p><u>5</u> 法<u>第六十六条</u>の規定による助言及び指導</p> <p><u>6</u> 法<u>第六十七条</u>の規定による報告の徴収(削る)</p> <p>7 法<u>第六十九条</u>の規定による命令</p> <p>8 法<u>第七十条第一項</u>の規定による認可の取消し</p>	市、松伏町		<p><u>三項</u>の規定による承認</p> <p><u>4</u> 法<u>第六十五条</u>の規定による助言及び指導</p> <p><u>5</u> 法<u>第六十六条</u>の規定による報告の徴収</p> <p><u>6</u> 法<u>第六十七条第二項</u>及び<u>第七十条第一項</u>の規定による届出の受理</p> <p>7 法<u>第六十八条</u>の規定による命令</p> <p>8 法<u>第六十九条第一項</u>の規定による認可の取消し</p>	市、松伏町
91 \ 118	(略)	(略)	91 \ 118	(略)	(略)